15 平成27年3月31日以前に開始した工事の取扱い

請負金額は、平成27年3月31日以前に開始した工事については消費税を含めた額を記入してください。また、労務費率により保険料の算定基礎となる賃金総額を算出する場合、平成25年10月１日から平成27年３月31日までに開始した工事については、消費税率等に係る暫定措置が適用されます。

そのため、一括有期事業報告書（建設の事業）の作成にあたり、P.24の2の「平成25年10月１日以降平成27年３月31日以前のもの」の期間の「㊀請負金額」欄の「計（小計）」については、２段に分割し、上段については消費税相当額を含めた請負金額を、下段については上段の額に108分の105を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。）を記入してください。

【事業の開始時期ごとの消費税額の取扱いについて】

事業の開始時期により、取扱いが以下のように異なりますのでご注意ください。

事業の開始時期	請負金額	消費税率等に係る暫定措置
①工事開始日が平成25年９月30日以前のもの	消費税を含む	適用されない
②工事開始日が平成25年10月１日～平成27年3月31日までのもの	消費税を含む	適用される（請負金額に108分の105を乗じる）
③工事開始日が平成27年４月１日以降のもの	消費税を除く	適用されない

○　計算方法の例

①事業の期間：平成25年９月１日～令和６年４月30日、請負金額8,610,000円（うち消費税額410,000円）、事業の種類が38の場合

8,610,000円（消費税込み）　×　22%（労務費率）　＝　1,894,200円（賃金総額）

②事業の期間：平成26年12月１日～令和６年５月29日、請負金額5,400,000円（うち消費税額400,000円）、事業の種類が38の場合

5,400,000円（消費税込み）　×　105／108　＝　5,250,000円（消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額）

5,250,000円（消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額）　×　22%（労務費率）　＝　1,155,000円（賃金総額）

③事業の期間：平成30年４月10日～令和７年3月15日、請負金額23,760,000円（うち消費税額1,760,000円）、事業の種類が38の場合

22,000,000円（消費税抜き）　×　23%（労務費率）　＝　5,060,000円（賃金総額）

16 事業の種類・労務費率・保険料率一覧表

業種番号	事業の種類		工事開始日が平成24年4月1日～平成27年3月31日のもの		工事開始日が平成27年4月1日～平成30年3月31日のもの		工事開始日が平成30年4月1日～令和6年3月31日のもの		工事開始日が令和6年4月1日～のもの	
			労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設ずい道等新設事業		18%	1,000分の89	19%	1,000分の79	18%※ 19%	1,000分の64※ 62	19%	1,000分の34
32	道路新設事業		20	16	20	11	19	11	19	11
33	舗装工事業		18	10	18	9	17	9	17	9
34	鉄道又は軌道新設事業		23	17	25	9.5	24	9	19	9
35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）		21	13	23	11	23	9.5	23	9.5
38	既設建築物設備工事業		22	15	23	15	23	12	23	12
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	38	7.5	40	6.5	38	6.5	38	6
		その他のもの	21		22		21		21	
37	その他の建設事業		23	19	24	17	24	15	23	15

※　詳細はP.30をご確認ください。